

取引適正化に向け 府市合同で企業へ要請 ～適切な価格転嫁など中小受託取引の適正化等を要請～

■京都府と京都市では、中小企業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、府内の大企業など主要発注企業85社に対して、適切な価格転嫁をはじめとした中小受託取引の適正化等について要請を行いましたので、お知らせします。

1 要請日

令和8年9月8日（火） ※知事・京都市長連名の別紙文書を発送

2 要請内容

以下の2点を要請（詳細は別紙のとおり）

- ・一層の中小受託取引の適正化
- ・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に関する運用基準等を踏まえた適切な措置を講じること

3 要請先

府内の主要発注企業 85社 ※次の条件のいずれかを満たす企業

- ・府内に本社を有する製造業を営む企業のうち上場企業
- ・府内に本社を有する製造業を営む企業のうち未上場の大企業
- ・府内に大規模工場を有する企業

（参考 中小受託取引の適正化等に向けたその他の取組）

- ・国に対して、委託事業者の指導と監視の徹底など、対策の強化を求める
- ・国の「取引かけこみ寺」等の専門機関との連携を密にし、その周知等を実施
- ・各産業支援機関の相談体制も活かし、企業独自の技術の獲得や販路の拡大に向けた取組に挑戦できるような伴走支援を実施
- ・国の「パートナーシップ構築宣言」制度の周知を実施

（参考 価格交渉促進月間）

国による価格交渉・価格転嫁等の促進に向けた取組として、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、広報活動、講習会の開催及び業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施。

国 HP : <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

【本報道発表に関するお問合せ】

商工労働観光部産業振興課 課長 森本 電話 075-414-4846

京都市産業観光局地域企業振興室

地域企業振興課長 宅間 電話 075-222-3323



8 産 振 第 2 1 0 号
産 地 第 4 4 号
令 和 8 年 9 月 8 日

府内主要発注企業 代表者 様

京都府知事 西脇 隆俊
(公印省略)

京都市長 松井 孝治
(公印省略)

中小受託取引の適正化等について

平素は、府政及び市政の推進につきまして格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、原材料費やエネルギー価格の高止まりに加え、賃上げの定着に向けた労務費の上昇が続いております。さらに、中東情勢をはじめとする国際情勢の変化により、事業活動に要するコストの増加やサプライチェーンへの影響も懸念されるなど、中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いており、価格転嫁が困難な中小企業の収益が圧迫されています。

国においては、令和8年1月の法改正により、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下「中小受託取引適正化法」という。)に改めるとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の見直しを行うなど、中小受託取引の適正化及び適切な価格転嫁の促進に向けた取組が進められています。

また、こうした取組の一環として、令和3年9月から毎年9月及び3月を「価格交渉促進月間」と位置付け、価格交渉・価格転嫁の促進に向けた周知啓発や調査等を実施しています。

京都府及び京都市においても、中小企業の支援に全力で取り組むとともに、地域の産業支援機関を通じて、中小受託取引をはじめ経営の諸課題に関する相談に対応するなど、国とも連携して中小受託事業者の振興対策を積極的に推進しているところです。

貴社におかれましても、中小受託取引適正化法の趣旨及び同法の運用基準等を踏まえ、中小受託事業者への不当なしわ寄せが生じることのないよう、より一層の取引適正化に努めていただくとともに、価格交渉に積極的に応じていただき、原材料費、エネルギーコスト、労務費等の価格転嫁を含めた適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

併せて、各企業における取引先との共存共栄に向けた取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を宣言する「パートナーシップ構築宣言」への参画についても、御検討いただきますようお願いいたします。

(担当)
京都府商工労働観光部
産業振興課 谷口
TEL 075-414-5103
京都市産業観光局
地域企業振興室 吉田
TEL 075-222-3329

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 委託事業者と中小受託事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※受託中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞

大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>

「宣言」の内容について

- 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局
● 中小企業庁取引課 03-3501-1511

